
入院基本料に関する事項

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等)

4階病棟は37床（回復期リハビリテーション病棟515対1）で入院基本料を算定している病棟です。
1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

《2交代制》

8：30～17：00

看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。

看護補助者1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

16：30～翌朝9：00

看護職員1人あたりの受け持ち数は15人以内です。

看護補助者1人あたりの受け持ち数は15人以内です。

令和7年4月1日